

大阪市安全管理委員会 市民施設部会設置要領

(設置)

第1条 本部会は、多くの所属に共通する市民利用施設における施設内事故や公園、遊戯施設な公共施設における事故防止を目的に、大阪市安全管理委員会設置要綱第6条の規定により設置する。

(部会の役割)

第2条 部会の役割は次のとおりとする。

- (1) 総合的な事故原因、分析、事故防止策の検討。
- (2) 事故例とその対策のとりまとめ。
- (3) 類似施設の改善指導。
- (4) 安全研修の実施。
- (5) その他上記以外の必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 部会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 大阪市安全管理委員会委員長が指名した部会長1名。
- (2) 部会長が指名した副部会長及び部会員をもって構成する。
- 2 前項第2号に掲げる部会員は別表の各所属担当課長をもって構成し、部会長は必要があると認める者を追加することができる。

(部会長等の職務)

第4条 部会長は、部会の事務を掌理する。

- 2 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。

(運営)

第5条 部会は、部会長が随時、部会員を招集して行う。

- 2 部会長が必要と認めるときは、部会員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。
- 3 前項の部会員に事故があるときは、その指名する者が会議に出席してその職務を行うことができる。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、危機管理室において処理する。

(報告)

第7条 本市所管施設において市民を巻き込んだ事故が発生した場合は、様式1により直ちに事故報告を行い、様式2により四半期ごとに取りまとめて報告を行う。

(実施の細目)

第8条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は部会長が定める。

附則

この要領は、平成18年10月26日から施行する。

この要領は、平成20年8月1日から施行する。

この要領は、令和5年7月1日から施行する。

この要領は、令和6年5月1日から施行する。

この要領は、令和7年5月1日から施行する。

この要領は、令和8年5月1日から施行する。

別表

区 分	所 属	補職名
部会長	建設局	公園緑化部調整課長
副部会長	都市整備局	住宅部保全整備課長
部会員	市民局	ダイバーシティ推進室男女共同参画課長
同 上	福祉局	障がい者施策部企画調整担当課長
同 上	こども青少年局	幼保施策部保育所運営課長
同 上	経済戦略局	スポーツ部スポーツ施設担当課長
同 上	環境局	総務部施設管理課長
同 上	都市整備局	市街地整備部清算担当課長
同 上	建設局	企画部工務課長
同 上	建設局	下水道部施設管理課長
同 上	建設局	河川・渡船管理事務所長
同 上	大阪港湾局	営業推進室開発調整課長
同 上	水道局	総務部総務課長
同 上	教育委員会事務局	総務部技術管理担当課長
同 上	教育委員会事務局	総務部設備管理担当課長
同 上	グループ幹事区役所	都島区役所総務課長
同 上	グループ幹事区役所	大正区役所総務課長